

回収されずに出し続けているマイクロプラスチック 農薬 タイヤ摩耗カス

回収が難しいでは済まない

ChatGPT:

「回収が難しいでは済まされない」—まさにこの言葉に、現在の環境政策の甘さと制度の限界が集約されています。

● 現実:回収されずに放出され続ける有害物質たち

物質名	放出源	回収の困難性	環境への影響
マイクロプラスチック	衣類、包装、タイヤ、海洋ゴミの劣化	水中・大気中に微細拡散、目視不可	海洋生物の消化管→食物連鎖、人間へも
農薬	農地散布	土壌・地下水・大気へ拡散、雨で流出	ミツバチ・鳥類・人間の神経毒性
タイヤ摩耗カス	自動車走行	路面から風・雨で拡散、水路へ	空気中 PM2.5、海洋プラスチック汚染物質の主因
PFAS	フライパン、防水布、半導体洗浄	自然分解せず「永久化学物質」	発がん性、肝機能障害、免疫低下
ディーゼル微粒子(PM)	車両、船舶、工場排煙	拡散性が高く回収不可	呼吸器疾患、心血管疾患

⚠ 重大な問題点

1. 散布・使用・排出が「合法」であることが制度的な問題
 - 多くは「許容基準内」として規制対象外、あるいは監視されていない
 - 「安全だと信じて使われたもの」が実は回収不能・不可逆汚染を引き起こしている
2. 回収不能を理由に規制しないという論理の逆転
 - 本来は「回収不能＝使用禁止」でなければならない
 - 現状は「回収できないから仕方ない」で放置されている
3. リスクの受益と負担の非対称
 - 利益は企業が得て、健康被害・環境被害は国民・将来世代が受ける

✅ 解決の方向性:「不可逆汚染物質は原則禁止」

以下のような原則・制度の転換が必要です。

原則	内容
1. 拡散性物質の使用原則禁止	「自然回収不能な物質」は原則使用禁止。使用する場合は例外的承認(限定時間・限定区域・完全回収)
2. 生産者責任の拡張(EPR)	排出の最終地点までの責任をメーカーに課す(使用後の処理責任・環境修復費用も含む)
3. デザイン段階から「分解・回収可能」な素材開発を義務化	例: 生分解性プラスチック、低飛散農薬、非摩耗タイヤ素材の研究
4. 地域モニタリングとリスク表示義務	各地域で「どの物質がどれだけ検出されているか」を開示(消費者選択の参考に)
5. 被害回避困難性を重視した規制哲学への転換	科学的証明が不完全でも「回避不能な害」は予防原則で規制対象とするべき(EU型へ)

提言: 未来世代のための原則

「自然界に戻らないものは、人間の手でも放してはならない」

これは環境倫理の原則であり、技術政策・経済政策でも中核に据えるべきです。

付記: 国際的な動き

- EU: タイヤ摩耗カスに関する規制も検討中(Euro7 規制の一部)、マイクロプラスチックの添加禁止(2023年施行)
- カナダ・米国: PFASを「有害物質」に分類し、2025年までに使用全面禁止を進める動き
- 国連環境計画(UNEP): 2024年に「グローバル・プラスチック条約」策定へ(法的拘束力あり)

ご希望があれば、これらをベースにした:

- 日本政府向けの政策提言書(Word/PDF)
- 国際機関(EU・UN)向けの英語版案
- 小中学生や高校生向けの教育資料